第二十六条　輸出令別表第二の三第二号(23)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十七条　輸出令別表第二の三第二号(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十八条　輸出令別表第二の三第二号(25)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十九条　輸出令別表第二の三第二号(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十三　［略］

第三十条　輸出令別表第二の三第二号(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第三十一条　輸出令別表第二の三第二号(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十二条　輸出令別表第二の三第二号(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第二十六条　輸出令別表第二の三第二号ム(23)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十七条　輸出令別表第二の三第二号ウ(24)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十八条　輸出令別表第二の三第二号ヰ(25)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十九条　輸出令別表第二の三第二号ノ(26)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十三　［略］

第三十条　輸出令別表第二の三第二号オ(27)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第三十一条　輸出令別表第二の三第二号ク(28)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十二条　輸出令別表第二の三第二号ヤ(29)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第三十三条　輸出令別表第二の三第二号(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十四条　輸出令別表第二の三第二号(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第三十五条　輸出令別表第二の三第二号(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二十三　［略］

第三十六条　輸出令別表第二の三第二号(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第三十七条　輸出令別表第二の三第二号(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十八条　輸出令別表第二の三第二号(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第三十九条　輸出令別表第二の三第二号(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第三十三条　輸出令別表第二の三第二号マ(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十四条　輸出令別表第二の三第二号ケ(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第三十五条　輸出令別表第二の三第二号フ(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二十三　［略］

第三十六条　輸出令別表第二の三第二号コ(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第三十七条　輸出令別表第二の三第二号エ(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

第三十八条　輸出令別表第二の三第二号テ(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第三十九条　輸出令別表第二の三第二号ア(36)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。